



山鹿市選挙管理委員会告示第5号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における選挙長が行う告示方法は、山鹿市公告式条例により行う。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会
委員長 江 住 昌





山鹿市選挙管理委員会告示第6号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における山鹿市公職選挙法執行規程（平成17年1月15日山鹿市選挙管理委員会告示第2号）第3条の規定による投票用紙の印字等の色を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

山鹿市長選挙

1 地 色 白色

ただし、記号式投票用紙についてはオレンジ色とし、点字投票用紙については、水色

2 印 字 黒色

山鹿市議会議員一般選挙

1 地 色 クリーム色

ただし、点字投票用紙については濃クリーム色

2 印 字 黒色



山鹿市選挙管理委員会告示第7号

同時選挙とすることについて

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第1項の規定に基づき同時に執行する。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌





山鹿市選挙管理委員会告示第8号

選挙期日の決定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、任期満了による山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙の期日を下記のとおり定める。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

- | | |
|-------------|----------|
| 1 選挙の期日 | 令和7年2月2日 |
| 2 選挙すべき議員の数 | 20人 |



山鹿市選挙管理委員会告示第9号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



(別紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙 投票管理者及び同職務代理者一覧

投票区	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1	猿渡 裕一	山鹿市山鹿	平野 智和	山鹿市山鹿
2	長瀬 勝美	山鹿市杉	山口 健剛	熊本市北区植木町
3	松林 敏治	山鹿市山鹿	角田 淳	山鹿市南島
4	角田 豊治	山鹿市南島	古川 勇児	山鹿市西牧
5	井口 哲一	山鹿市泉町	井上 恵介	山鹿市中
6	長迫 貴	山鹿市熊入町	山部 玲史	山鹿市杉
7	鬼塚 由加	山鹿市山鹿	古家 志津	山鹿市寺島
8	長迫 正泰	山鹿市蒲生	松山 修	山鹿市蒲生
9	小林 政博	山鹿市鹿校通	松本 竜典	合志市幾久富
10	川上 高博	山鹿市古閑	西牟田 誠	山鹿市古閑
11	功能 宇治	山鹿市中	阿蘇品 邦彦	山鹿市中
12	富崎 嘉隆	山鹿市石	宮崎 歩	山鹿市鹿校通
13	中満 堅	山鹿市鹿北町	小笠原 司	山鹿市方保田
14	古川 康一	山鹿市鹿北町	稲葉 英徳	山鹿市鹿北町
15	井上 雄介	山鹿市鹿北町	伊織 充	山鹿市鹿北町
16	古家 祐一	山鹿市菊鹿町	原口 隆志	山鹿市菊鹿町
17	宮崎 浩二	山鹿市菊鹿町	山品 貴裕	山鹿市菊鹿町
18	富田 和成	山鹿市菊鹿町	菊川 知美	山鹿市菊鹿町
19	原口 雄二	山鹿市鹿本町	酒井 恭子	山鹿市鹿本町
20	豊田 隆一郎	山鹿市鹿本町	高田 圭一	山鹿市鹿本町
21	宮崎 智	山鹿市鹿本町	森 英州	山鹿市鹿本町
22	富田 敏裕	山鹿市鹿本町	財津 敏郎	山鹿市方保田
23	佐伯 勝徳	山鹿市鹿央町	有働 和史	山鹿市鹿央町
24	木下 和彦	山鹿市中	原 幸男	山鹿市鹿央町



山鹿市選挙管理委員会告示第10号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における投票所は別紙のとおりである。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



(別紙)

投 票 所 一 覧

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

投票区	投 票 所 名	所 在 地
1	山 鹿 市 役 所	山 鹿 市 山 鹿 987 番 地 3
2	山 鹿 保 育 園	山 鹿 市 川 端 町 402 番 地
3	め の だ け 小 学 校 体 育 館	山 鹿 市 南 島 1125 番 地
4	川 辺 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	山 鹿 市 保 多 田 1551 番 地
5	平 小 城 地 区 公 民 館	山 鹿 市 平 山 5380 番 地
6	山 鹿 市 総 合 体 育 館	山 鹿 市 熊 入 町 416 番 地
7	三 岳 地 区 公 民 館	山 鹿 市 津 留 19 番 地 5
8	霊 仙 交 流 セ ン タ ー	山 鹿 市 久 原 5452 番 地
9	山 鹿 健 康 福 祉 セ ン タ ー	山 鹿 市 中 578 番 地
10	大 道 地 区 公 民 館	山 鹿 市 方 保 田 155 番 地 3
11	山 鹿 中 学 校 武 道 館	山 鹿 市 山 鹿 465 番 地 1
12	山 鹿 勤 労 福 祉 会 館	山鹿市鹿校通二丁目14番1号
13	岳 間 研 修 セ ン タ ー	山鹿市鹿北町多久1380番地
14	鹿 北 市 民 セ ン タ ー	山鹿市鹿北町四丁1612番地
15	広 見 研 修 セ ン タ ー	山鹿市鹿北町芋生3962番地2
16	内 田 構 造 改 善 セ ン タ ー	山鹿市菊鹿町上内田618番地
17	菊 鹿 市 民 セ ン タ ー	山鹿市菊鹿町下内田713番地
18	城 北 体 育 館	山鹿市菊鹿町松尾57番地
19	鹿 本 ふ れ あ い セ ン タ ー	山鹿市鹿本町来民962番地の1
20	鹿 本 市 民 セ ン タ ー	山鹿市鹿本町来民686番地1
21	高 橋 区 公 民 館	山鹿市鹿本町高橋299番地2
22	水 辺 の 学 習 館 ゆ め ほ た る	山鹿市鹿本町中川1130番地5
23	鹿 央 市 民 セ ン タ ー	山鹿市鹿央町合里158番地1
24	山 内 体 育 館	山鹿市鹿央町梅木谷245番地



山鹿市選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法第40条第1項ただし書きの規定により、令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における投票区の投票所の開閉時刻を、別紙のとおりとした。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



(別紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

投票区	繰上時間	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
1	1時間	午前7時	午後7時
2	1時間	午前7時	午後7時
3	1時間	午前7時	午後7時
4	1時間	午前7時	午後7時
5	1時間	午前7時	午後7時
6	1時間	午前7時	午後7時
7	1時間	午前7時	午後7時
8	1時間	午前7時	午後7時
9	1時間	午前7時	午後7時
10	1時間	午前7時	午後7時
11	1時間	午前7時	午後7時
12	1時間	午前7時	午後7時
13	1時間	午前7時	午後7時
14	1時間	午前7時	午後7時
15	1時間	午前7時	午後7時
16	1時間	午前7時	午後7時
17	1時間	午前7時	午後7時
18	1時間	午前7時	午後7時
19	1時間	午前7時	午後7時
20	1時間	午前7時	午後7時
21	1時間	午前7時	午後7時
22	1時間	午前7時	午後7時
23	1時間	午前7時	午後7時
24	1時間	午前7時	午後7時



山鹿市選挙管理委員会告示第12号

期日前投票、不在者投票及び点字投票用投票用紙の様式の決定について

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙に用いる期日前投票、不在者投票及び点字投票用投票用紙の様式を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

令和七年二月二日執行	
山 鹿 市 長 選 挙 投 票	
注 意	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
候補者氏名	

- 備考
- 1 用紙は、折りたたんだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを採用しなければならない。
 - 2 熊本県山鹿市選挙管理委員会之印は、朱色で刷り込みとする。
 - 3 用紙は白色とし、黒刷とする。ただし、点字投票用紙は水色とし、黒刷りとする。



山鹿市選挙管理委員会告示第13号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における投票用紙の様式を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会
委員長 江 住 昌 藏



記

										令和七年二月二日執行	
										山鹿市長選挙投票	
										とうひよう	
										一 投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に	
										しめい うえ	
										○をつけること。	
										二〇のほかに、何も書かないこと。	
										なにか	
										○をつける欄	
										らん	
										候補者氏名	
										こう ぼ しや しめい	

- 備考
- 1 候補者氏名には、ふりがなを付するものとする。
 - 2 同一氏名の候補者が2人以上ある場合においては、候補者氏名の欄の下に、所属する政党その他の政治団体の名称、職業、住所等の届出書の記載事項中、同一氏名の候補者を区別するに足りる事項を記載した欄を設けるものとする。
 - 3 熊本県山鹿市選挙管理委員会之印は、朱色で刷り込みとする。
 - 4 候補者氏名と候補者氏名との間の欄の点線については、読み取り機械の仕様により変更することがある。
 - 5 用紙はオレンジ色とし、黒刷とする。



山鹿市選挙管理委員会告示第14号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における、投票用紙の様式を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会
委員長 江 住 昌 藏



記

令和七年二月二日執行	
山鹿市議会議員一般選挙投票	
注	意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
候補者氏名	

熊本県山鹿市選挙管理委員会之印

- 備考 1 用紙は、折りたたんだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを採用しなければならない。
- 2 熊本県山鹿市選挙管理委員会之印は、朱色で刷り込みとする。
- 3 用紙はクリーム色とし、黒刷とする。ただし、点字投票用紙は濃クリーム色とし、黒刷りとする。

山鹿市選挙管理委員会告示第15号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における期日前投票
管理者及び期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において
その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



(別 紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

期日前投票所 山鹿市役所

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1月27日	東 栄二郎	山鹿市鹿北町	高木 裕子	山鹿市菊鹿町
1月28日	高木 裕子	山鹿市菊鹿町	緒方 浩介	山鹿市方保田
1月29日	小島 邦夫	山鹿市中	富安 豪	山鹿市鹿央町
1月30日	渡邊 和代	山鹿市寺島	東 栄二郎	山鹿市鹿北町
1月31日	緒方 浩介	山鹿市方保田	東 栄二郎	山鹿市鹿北町
2月1日	富安 豪	山鹿市鹿央町	渡邊 和代	山鹿市寺島

(別 紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

期日前投票所 鹿北市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1月27日	黒田 睦男	山鹿市鹿北町	早野 博	山鹿市鹿北町
1月28日	早野 博	山鹿市鹿北町	黒田 睦男	山鹿市鹿北町
1月29日	北原 真留美	山鹿市鹿北町	中満 武	山鹿市鹿北町
1月30日	野中 貞臣	山鹿市鹿北町	北原 真留美	山鹿市鹿北町
1月31日	白田 俊輔	山鹿市鹿北町	野中 貞臣	山鹿市鹿北町
2月1日	中満 武	山鹿市鹿北町	白田 俊輔	山鹿市鹿北町

(別 紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

期日前投票所 菊鹿市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1月27日	中野 正治	山鹿市菊鹿町	飯川 春男	山鹿市菊鹿町
1月28日	中満 孝代	山鹿市菊鹿町	吉里 美和子	山鹿市菊鹿町
1月29日	堀 正志	山鹿市菊鹿町	中野 正治	山鹿市菊鹿町
1月30日	中野 正治	山鹿市菊鹿町	堀 正志	山鹿市菊鹿町
1月31日	中満 孝代	山鹿市菊鹿町	飯川 春男	山鹿市菊鹿町
2月1日	飯川 春男	山鹿市菊鹿町	宮崎 美穂子	山鹿市菊鹿町

(別 紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

期日前投票所 鹿本市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1月27日	岩下 喜代美	山鹿市鹿本町	園田 セイコ	山鹿市鹿本町
1月28日	園田 セイコ	山鹿市鹿本町	吉岡 昭敏	山鹿市鹿本町
1月29日	前田 幸春	山鹿市鹿本町	衛藤 澄香	山鹿市鹿本町
1月30日	吉岡 昭敏	山鹿市鹿本町	木下 良子	山鹿市鹿本町
1月31日	衛藤 澄香	山鹿市鹿本町	増田 京子	山鹿市鹿本町
2月1日	木下 良子	山鹿市鹿本町	岩下 喜代美	山鹿市鹿本町

(別 紙)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙

期日前投票所 鹿央市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1月27日	木下 政司	山鹿市鹿央町	坂田 英二	山鹿市鹿央町
1月28日	富安 豪	山鹿市鹿央町	木下 政司	山鹿市鹿央町
1月29日	丸山 秀士	山鹿市鹿央町	木下 政司	山鹿市鹿央町
1月30日	木下 政司	山鹿市鹿央町	坂田 英二	山鹿市鹿央町
1月31日	米加田 純正	山鹿市鹿央町	木下 政司	山鹿市鹿央町
2月1日	牛嶋 達夫	山鹿市鹿央町	坂田 英二	山鹿市鹿央町



山鹿市選挙管理委員会告示第16号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における期日前投票所は下記のとおりである。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

対象区域	建物等の名称	所在地	設 置 期 間
山鹿市全域	山鹿市民交流センター	山鹿市山鹿987番地3	令和7年1月27日から 令和7年2月 1日まで
	鹿北市民センター	山鹿市鹿北町四丁1612番地	
	菊鹿市民センター	山鹿市菊鹿町下内田713番地	
	鹿本市民センター	山鹿市鹿本町来民686番地1	
	鹿央市民センター	山鹿市鹿央町合里158番地1	



山鹿市選挙管理委員会告示第17号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における不在者投票所は下記のとおりである。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 対 象 区 域 | 山鹿市 |
| 2 建物等の名称 | 山鹿市役所 |
| 3 所 在 地 | 山鹿市山鹿987番地3 |
| 4 設 置 期 間 | 令和7年1月27日から令和7年2月1日まで |



山鹿市選挙管理委員会告示第18号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を下記のとおり選任した。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

選 挙 長		選挙長に事故があるとき、又は欠けたときにその職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
山鹿市中	小島 邦夫	山鹿市菊鹿町	高木 裕子



山鹿市選挙管理委員会告示第19号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙の選挙立会人となる者につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条で準用する第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う場所及び日時を下記のとおり定める。

令和7年1月26日提出

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- 1 場 所 山鹿市山鹿987番地3
 山鹿市役所 4階 401会議室
- 2 日 時 令和7年1月30日（木） 午後5時30分



山鹿市選挙管理委員会告示第20号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

1 山鹿市長選挙事務を行う場所

山鹿市役所選挙管理委員会室。ただし、候補者届の受付けは、山鹿市役所の選挙長の定める場所で行う。

2 山鹿市議会議員一般選挙事務を行う場所

山鹿市役所選挙管理委員会室。ただし、候補者届の受付けは、山鹿市役所の選挙長の定める場所で行う。



山鹿市選挙管理委員会告示第21号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における、選挙会の場所及び日時を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- 1 場 所 山鹿市熊入町416番地
山鹿市総合体育館 第1アリーナ
- 2 日 時 令和7年2月2日(日) 午後8時30分から

○無投票の場合

- 1 場 所 山鹿市山鹿987番地3
山鹿市役所5階 501会議室
- 2 日 時 令和7年2月3日(月) 午後1時30分



山鹿市選挙管理委員会告示第22号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌





山鹿市選挙管理委員会告示第23号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及びこれと同時に行う山鹿市議会議員一般選挙における投票の順序は下記のとおりとする。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

投票の順序

- 1 山鹿市長選挙
- 2 山鹿市議会議員一般選挙



山鹿市選挙管理委員会告示第24号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における、選挙運動のための街頭演説用標旗及び街頭演説用腕章並びに自動車乗車用腕章の地色等を、下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- 1 街頭演説用標旗の地色 白色
- 2 街頭演説用腕章の地色 白色
- 3 自動車乗車用腕章の地色 白色
- 4 印刷による字色 黒色



山鹿市選挙管理委員会告示第25号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙において、主として選挙運動のために使用する自動車及び拡声機用表示板の地色等を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

- 1 自動車用表示板の地色 白色
- 2 拡声機用表示板の地色 白色
- 3 印刷による字色 黒色



山鹿市選挙管理委員会告示第26号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における、ポスター
掲示場の区画数及び区画線等の色は下記のとおりである。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

1 山鹿市長選挙

区 画 数 3 区画
区画線等の色 黒色

2 山鹿市議会議員一般選挙

区 画 数 27 区画
区画線等の色 黒色



山鹿市選挙委員会告示第27号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は次のとおりである。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日

令和7年1月26日から令和7年2月2日まで



山鹿市選挙管理委員会告示第28号

山鹿市選挙公報の発行に関する条例（平成17年条例第24号）第3条の規定により令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における選挙公報の様式及び選挙公報に掲載する候補者1人当たりの紙面の大きさを別紙のとおりとする。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



○山鹿市長（２人の場合）

1 様式
(表面)

令和 7 年 2 月 2 日 執行山鹿市長選挙公報
1
2月2日の投票は、午前7時から午後7時までです。山鹿市選挙管理委員会

(裏面)

令和 7 年 2 月 2 日 執行山鹿市長選挙公報
2
2月2日の投票は、午前7時から午後7時までです。山鹿市選挙管理委員会

備考：用紙の大きさはA 4 とする。

欄内の数字は掲載順序を定めるくじの順序である。

2 候補者 1 人当たりの紙面の大きさ
たて 1 7 c m × よこ 2 6 c m

○山鹿市長（３人以上の場合）

1 様式
(表面)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙公報
1
2
2月2日の投票は、午前7時から午後7時 までです。山鹿市選挙管理委員会

(裏面)

令和7年2月2日執行 山鹿市長選挙公報
3
4
2月2日の投票は、午前7時から午後7時 までです。山鹿市選挙管理委員会

備考：用紙の大きさはA4とする。

欄内の数字は掲載順序を定めるくじの順序である。

2 候補者1人当たりの紙面の大きさ
たて13cm×よこ17cm

○山鹿市議会議員

1 様式
(表面)

令和7年2月2日執行 山鹿市議会議員一般選挙公報			
4	3	2	1
8	7	6	5
12	11	10	9
16	15	14	13

2月2日の投票は、午前7時から午後7時までです。山鹿市選挙管理委員会

(裏面)

令和7年2月2日執行
山鹿市議会議員一般選挙公報

2 0	1 9	1 8	1 7
2 4	2 3	2 2	2 1
2 8	2 7	2 6	2 5
3 2	3 1	3 0	2 9

2月2日の投票は、午前7時から午後7時までです。山鹿市選挙管理委員会

備考：用紙の大きさはA 2 とする。

欄内の数字は掲載順序を定めるくじの順序である。

- 2 候補者1人当たりの紙面の大きさ
たて9.5cm×よこ14cm



山鹿市選挙管理委員会告示第29号

山鹿市選挙公報の発行に関する条例（平成17年条例第24号）第4条の規定により令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における選挙公報掲載文及び掲載申請書の提出期限は、下記のとおりとする。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- 1 選挙公報掲載文及び掲載申請書の提出期限
令和7年1月26日（日） 午後5時まで



山鹿市選挙管理委員会告示第30号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における、選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌



記

- 1 場 所 山鹿市山鹿987番地3
 山鹿市役所 4階 401会議室
- 2 日 時 令和7年1月26日（日） 午後5時30分



山鹿市選挙管理委員会告示第31号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の4の規定により、投票記載所内の氏名等の掲示及び投票用紙に印刷する候補者氏名の順序を定めるくじを行う場所及び日時を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- 1 場 所 山鹿市山鹿987番地3
 山鹿市役所 4階 401会議室
- 2 日 時 令和7年1月26日（日） 午後5時30分



山鹿市選挙管理委員会告示第32号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における、公職選挙法第192条の規定に基づく選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表方法は、山鹿市公告式条例により行う。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会
委員長 江 住 昌





山鹿市選挙管理委員会告示第33号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙において、政治活動のために使用する自動車の表示板の地色等を下記のとおり定めた。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会
委員長 江 住 昌



記

- 1 自動車表示板の地色 白色
- 2 印刷による字色 黒色



山鹿市選挙管理委員会告示第34号

令和7年2月2日執行の山鹿市長選挙及び山鹿市議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出金額の制限額は下記のとおりとする。

令和7年1月26日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 江 住 昌 藏



記

- 1 山鹿市長選挙
支出金額の制限額 6,408,000円
- 2 山鹿市議会議員一般選挙
支出金額の制限額 3,223,100円
- 3 選挙時登録における選挙人名簿登録者数
男 19,148人 女 21,691人 計 40,839人